

10kW 未満の太陽光発電設備（余剰配線・JET 認証品）  
の設置を検討中のお客さまへ

平成 25 年 1 月  
関西電力株式会社

再生可能エネルギーの固定価格買取制度における  
平成 24 年度単価適用希望時のお申込みに関するお客さまへのお願い

平成 24 年度単価を適用するために再生可能エネルギー発電設備の接続申込みをされるお客さまは、平成 25 年 3 月 29 日（弊社の平成 24 年度最終営業日）までに、当該設備の設置場所を所管する弊社事業所窓口まで、設備認定通知書を含む申込書類一式をそろえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

- 平成 25 年 3 月 29 日までにお申込みいただきましても、申込書類不備の場合は受付できない場合がございますので、ご注意願います。  
下記に不備がある場合は受付できない場合があります。  
【申込書の記載内容】  
契約者名義（印）、設置場所、営業者区分、申込代行者情報、設備認定情報、設置設備情報、併設設備有無  
【添付書類】  
単線結線図、付近見取図、系統連系保護協調チェックリスト、保護継電器整定値一覧表、認証証明書（写）、設備認定通知書（写）  
※設備認定通知書は必ず平成 24 年度に認定を受けたものを提出願います。
- 新築住宅に太陽光発電を設置する場合は、原則、ご使用いただく電気の使用申込書をご提出いただいた上で、太陽光発電のお申込みをしていただく必要がございます。ただし、やむを得ず太陽光発電の申込みが先行する場合につきましては、太陽光発電の申込書類に設置場所を明示（電柱番号や付近図）していただくとともに、後日電気の使用申込みをいただく際に、先行して既に太陽光発電の申込みをしている旨お伝えいただきますようお願いいたします。
- 平成 24 年度末は、お客さまからのお申込みが集中することが予想されますので、すみやかに弊社事業所窓口（営業時間 9:00～17:00）までお申込みいただきますようご協力をお願いいたします。なお、お申込みにあたっては技術協議や書類確認のため、弊社事業所窓口までお越しいただきますようお願いいたします。

以 上